



<留学生のアルバイト>

外食分野の店舗では、多くの留学生アルバイトが雇用されていますが、「留学」という在留資格は「就労できないビザ」ですので、そのままではアルバイトすることができません。「留学」以外の活動、つまり、アルバイトをするためには、別に「資格外活動許可」を取得しなければなりません。取得せずにアルバイトをすると不法就労となります。

留学生が資格外活動許可を取得していることを確認するには、在留カードの裏面に資格外活動が許可されている旨のスタンプが押してあることや、パスポートに貼っている資格外活動許可の証印（シール）、又は、資格外活動許可書の記載内容を見る必要があります。

資格外活動の包括許可では、風営許可関係の仕事や法令に違反する仕事はできませんが、それ以外の仕事はできますので、通常、他の就労ビザでは許されていない単純労働をすることも可能です。但し、仕事のできる時間は週28時間以内に制限されており、それを超えて仕事をすると、不法就労となり、雇用している会社も、不法就労助長罪に問われる可能性があります。この週28時間の制限は、どの曜日を起算日としても「週28時間以内に納める」という意味で、いくつかのアルバイト先がある場合、1社あたりではなく、全てを合算した時間を指します。留学生アルバイトが、他社でもアルバイトをしている場合には、その勤務時間がどのようになっているのかについても確認をすることが必要となります。

また、資格外活動の許可があっても卒業後（3月卒業の場合は3月末日まで）や、学校を退学した後は、資格外活動許可は効力を失うため、アルバイトができなくなります。そして、卒業後に「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能なビザに変更したときは、変更後は、一般的に、アルバイトができなくなりますので、こちらも注意が必要です。

このように、違法状態とならないようにするため、適宜、会社側で、勤務時間、在学の状況、資格外活動許可の有無等を管理する必要があります。留学生本人には、アルバイト先各社での勤務時間や在学状況に変更があった場合、ビザ更新時の資格外活動許可の取得状況等について、その都度、会社に報告するように伝え、できれば入社時に誓約書を書いてもらうことが望ましいと考えます。

アイム行政書士法人 <http://www.office-gongben.com/>

代表 宮本 政幸（ORA 外国人雇用推進部門会メンバー）

【営業内容】

行政書士法人

外国人に関する業務

- 永住・帰化
- 投資ビザ(外国人の方が日本で会社を設立し経営)
- 就労ビザ等の外国人在留手続きなど 他

